



JNST Article Awards 細則

平成 28 年 3 月 1 日 第 9 回 編集幹事会承認

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）編集委員会（以下、「委員会」という）が発行する、Journal of Nuclear Science and Technology（以下、「JNST」という）の専門誌としての評価向上に貢献した論文を顕彰するために、編集委員会規程（0801）第2条（3）の規定に基づき、JNST Article Awards（以下、「本 Awards」という）の付与について定める。

(種類)

第2条 本 Awards の種類は、JNST Most Cited Article Award（以下、「JMC Article Award」という）、および JNST Most Popular Article Award（以下、「JMP Article Award」という）とする。

(対象)

第3条 JMC Article Award は、受賞論文選考の基準年（以下、「基準年」という）より 6 年前の JNST Volume の Issue 1 から Issue 12 に掲載された論文を対象とする。JMP Article Award は、基準年前年の JNST Volume の Issue 1 から Issue12 に掲載された論文を対象とする。ともに、対象とする JNST 掲載論文のカテゴリーは、Review, Rapid Communication, Article, Technical Material, Letter to the Editor とする。

(選定基準)

第4条 JMC Article Award は、対象 Volume の論文として公開された月より 60 カ月間の直接引用件数が顕著と認められる論文を選定する。JMP Article Award は、論文公開月より 12 カ月を超えない期間においてダウンロード数が顕著と認められる論文を選定する。

(受賞者)

第5条 JMC Article Award, JMP Article Award とともに、受賞論文の全著者に付与する。

(選考)

第6条 受賞論文は、委員会の論文賞担当グループが候補を選定し、論文誌編集幹事会（以下、「幹事会」という）が決定する。

(顕彰)

第7条 本 Awards の受賞者には基準年翌年の本会春の年会において、賞状を授与し顕彰する。

JMC Article Award, JMP Article Award それぞれ上位の論文には別途、副賞も授与する。
あわせて、本会ならびに JNST 出版業務を取り扱う Taylor & Francis 社のウェブサイト等
で受賞論文を紹介する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、本 Awards に関し必要な事項は幹事会が定める。

(改定)

第9条 本細則の改定は、編集幹事会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 27 年 4 月 22 日 編集委員会メール審議承認，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 27 年 4 月 22 日 編集委員会メール審議制定，平成 27 年 5 月 21 日 第 8 回理事会報告
 - ② 平成 28 年 3 月 1 日 内規から細則へ変更，同日 第 9 回編集幹事会改定，平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 3 月 1 日改定の細則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。